

広島県告示第七百六十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百七十七条及び第一百八条の規定によつて、男子自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）及び女子自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）の募集について、次のとおり告示する。

平成十九年七月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 試験期日

平成十九年九月二十四日（月）（筆記試験・適性検査）

平成十九年九月二十五日（火）から平成十九年九月三十日（日）の間の一日（口述試験

・身体検査）

二 試験場所

広島合同庁舎外県内五会場（筆記試験・適性検査）

陸上自衛隊海田市駐屯地（口述試験・身体検査）

三 試験内容

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

四 採用予定数

二等陸士、二等海士及び二等空士合わせて百名程度

五 応募受付期間

男子 平成十九年八月一日（水）から平成十九年九月十四日（金）まで

女子 平成十九年八月一日（水）から平成十九年九月七日（金）まで

六 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

1 平成二十年四月一日現在において満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者であること。

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者であること。

七 合格発表日

平成十九年十一月中旬

八 その他

詳細は、自衛隊広島地方協力本部、自衛隊広島地方協力本部の各地域事務所に問い合わせること。